

の標準的な接種間隔を示している。この間隔を越えた場合でも、予防接種法の目的に照らせば、必要な回数を接種する方が望ましいことは言うまでもない。実施規則の接種間隔に関する条文そのものは、その趣旨において制定時から何も変わっていない。変わってきたのはその解釈である。解釈さえ間違わなければ、実施規則が違法であるということにはならない。

## 📄 定期予防接種に関する通知

- 平成17年(2005年)4月1日以降は、平成17年1月27日付厚生労働省健康局長通知「定期の予防接種の実施について」(健発第0127005号)が適用されている。これは、地方自治法に規定する「技術的な助言」(地方自治法第245条の4)である<sup>\*15</sup>。数度にわたって変更されている「予防接種実施要領」はこの通知の別紙である。
- 本通知には「法令に適合しない接種行為が行われた場合は、(法定の：筆者加筆)予防接種に該当せず、市町村の責任で行われた法定外の予防接種事業となることに留意すること」という記載がある<sup>\*16</sup>。
- 「法令に適合しない接種行為」の具体例は列挙されていないので、定期接種の実施主体である市町村で判断するしかない。また、「法定外の予防接種」の意味することは、予防接種による健康被害が起こっても予防接種法による救済制度の対象にはならないということである。
- 本局長通知が背景となって、予防接種実施規則に記載されている接種間隔を1日でも外れたら「法令に適合しない接種行為」、すなわち定期接種とは認められないという解釈が広がったものと思われる<sup>\*17</sup>。
- 定期接種事業は、市町村が自らの判断で行う自治事務である。各種の法令を遵守して実施しなければならないことは言うまでもないが、法令を適用するための解釈は市町村に委ねられている。
- 法令を解釈するうえにおいて、関連する法令の全体像やその趣旨や目的を考慮して、社会の大多数から支持されるような結論に至ることは、社会通念上正当な態度といえる。逆に、個々の条文を拘り定規に解釈し、従来とは異なる結論を導き、恣意的な行政活動を行うことは、法の信義誠実の原則からも慎まなければならない。

## 📖 参考文献

- 1) 藤岡雅司, ジフテリア・百日せき・破傷風(DPT). 日本小児科医会会報 2007 ; 33 : 23-7.
- 2) 長谷川彰一, 改訂法令解釈の基礎. 東京:ぎょうせい;2008.

### \*15

技術的助言とは、国が市町村に対して客観的に適当と認められる行為を促したり、その行為を行うにあたって必要な事項を示したりすることである。ただし、技術的助言に法的拘束力はなく、法令に根拠のない通知は無効とされている。

### \*16

この通知より前の通知(昭和51年9月14日の衛発第726号公衆衛生局長通知,平成6年健医発第962号通知,平成15年の健発第1128002号通知)では、「予防接種の最適期間」や「標準的な対象年齢」を外れても、施行令第1条に定められた対象年齢においては、標準的な対象年齢の者と同様に接種を受けられる機会を提供することを指示していた。接種間隔についてはまったく言及されていないので、これを定期接種の要件としていなかったことは明らかである。

### \*17

平成25年4月1日からは、健発0330第2号厚生労働省健康局長通知「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」が適用され、平成17年の健発第0127005号通知は廃止された。新しい健康局長通知には「法令に適合しない接種行為…」という記載は削除されている。